

# 通知事項の変更の届出について

## 1 変更の届出に必要な書類

変更の内容  必要な書類	氏名又は名称		住所		営業所の名称	営業所の場所	法人の代表者・役員	通知行政庁	電気工事業の廃止	備考
	個人	法人	個人	法人						
通知事項変更通知書（様式第 14 の 4）	○	○	○	○	○	○	○			
通知行政庁変更通知書（様式第 14 の 3）								○		
電気工事業廃止通知書（様式第 14 の 5）									○	
申請者に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○			法人・個人別様式
申請者の登記簿謄本		○		○			○			原本
大臣又は局長の開始通知書受理通知書の写し								○		

## 2 通知方法

上記の必要書類をそろえて、下記まで持参または郵送してください。

郵送先	〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ	
電話	082-513-3335 (ダイヤル)	FAX
場所	広島県庁 東館 2 階	

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

## 3 注意事項

(1) 営業所を広島県内のみに設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への通知となります。

様式第14の4【第10条の4】

## 通知事項変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 - )

住 所  
ふりがな  
氏名または名称法人にあつては  
代表者の氏名

電 話

通知電気工事業者の通知事項に変更がありましたので、電気工事業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

## 1 電気工事業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

年 月 日

## 2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

## 3 変更の年月日

年 月 日

## 4 変更の理由

様式第14の3【第10条の3】

## 通知行政庁変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

様

(〒 - )

住 所  
ふりがな  
氏名または名称法人にあつては  
代表者の氏名

電 話

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第2項（第3項）の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による  
従前の通知の年月日

年 月 日

- 2 新たに通知をした行政庁及び通知の年月日

様式第14の5【第10条の5】

## 電気工事業廃止通知書

× 整理番号	
× 受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 - )

住 所  
ふりがな  
氏名または名称

法人にあつては  
代表者の氏名

電 話

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

年 月 日

2 事業を廃止した年月日

3 事業を廃止した理由

【添付書類】

(法人)

## 誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

登録申請者 名 称

代表者の氏名

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

通知電気工事業者

【添付書類】

(個人)

## 誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

登録申請者  
住所  
氏名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

---

(備考) 申請者が個人るとき記入すること。